

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(発議第1号・原案可決)

平成二十七年六月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における青森県議会の議員の議員報酬月額、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額は、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

提案理由

青森県議会議員の議員報酬の特例を定めるため提案するものである。